

いのちを慈しみ 育てるということ

こんな権利があること、
知っていますか？

「権利を使う」ということも大切。
これから続く若い後輩
のためにも。

権利は、粘り強く交渉し、
勝ち取ってきたものだから・・・



育児参加休暇

5日
取得単位 1日、1時間



男性職員のための休暇。

妻が出産する時、その予定日の6週間前の日から出産
日から8週間までの期間に取れます。

保育時間

1日2回、午前午後各30分
(1回60分でも可能)
※県は90分
取得単位 30分



子が2歳になるまで取得できます。
男性も女性も取れます。妻が朝30分、夫が帰りに30分と
分けてとることもできます。